

## 「山形県緊急誘客対策事業」業務委託に係る企画提案書作成に係る質問書への回答

番号	質問	回答
1	<p>○仕様書 p2 「4 キャンペーンの実施時期」          ・「受託者が指定する日から」とありますが、現状想定している時期（例：9月下旬）があれば教えてください。</p>	<p>○ 「受託者が指定する日」として想定しているのは、参加登録が完了した事業者がキャンペーン対象商品の販売を開始する日です。参加登録が完了した事業者が1者でも販売を開始できる状態であれば、その日がキャンペーン開始日となります。</p> <p>従いまして、「やまがた観光キャンペーン推進協議会会員（以下「会員」という。）及び会員を支店に持つ旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業者として観光庁長官又は山形県知事の登録を受けている事業者をいう。以下同じ。）及び会員である団体に加盟する旅行会社に対して、キャンペーンの内容を効率的に広く周知するとともに、募集要項を定め参加申請を募り、所定の審査を行い、参加登録を行うために必要な期間を御社にて設定の上、ご提案ください。</p> <p>なお、キャンペーンの開始想定時期が早い方が審査における評点が高くなっております。</p>
2	<p>○仕様書 p4 「5 委託業務の内容」の「(1) キャンペーンの運営に関する事」の「①キャンペーン参加事業者の募集に関する事」          ・やまがた観光キャンペーン推進協議会会員である旅行会社などの連絡先リストはご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>○ 令和7年8月20日現在で想定される事業者数は9者・1団体（当該団体の加盟旅行業者数は57者（ただし、当協議会会員と重複している旅行業者も含む。））です。</p> <p>なお、令和7年8月20日現在で想定される事業者のリストを参加申込者へ提供する予定です。</p>
3	<p>○仕様書 p4 「5 委託業務の内容」の「(1) キャンペーンの運営に関する事」の「②キャンペーンに関する割引相当分支払い及び精算に関する事」の「(オ) 割引相当分の支払い総額（割引原資）」          ・割引原資については非課税として見積計上するので構わないでしょうか。</p>	<p>○ お見込みのとおり、割引原資については、非課税として見積書に計上してください。</p>